

豊中市小規模事業者事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の再三にわたる急拡大に伴い、経営に深刻な影響を受けながらも、感染症拡大防止に努めつつ、事業を継続させるべく尽力されている豊中市内の小規模事業者に応援金を交付します。

○応援金の額 上限額 10万円

令和3年1月から5月の売上平均額(①)と、直近2期分の確定申告で報告している売上額のうち、任意に選択した1期分の売上平均額(②)とを比較し、①が30%以上減少している場合に、月平均売上減少額(②から①を引いた金額)の5か月分を交付

○交付対象者と対象要件

市内に事業所を有する小規模事業者のうち、下記の要件をすべて満たす事業者。

(1) 市内で事業を行っている以下の①から⑨に規定する各法人であること。

- ① 営利法人(会社:株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社)
- ② 特定非営利活動法人
- ③ 一般社団法人、一般財団法人
- ④ 公益社団法人、公益財団法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ 学校法人
- ⑦ 社会福祉法人
- ⑧ 士業法人(税理士、行政書士、司法書士等)
- ⑨ その他市長が必要と認める法人

(2) 常時雇用する従業員数が、下記の表【小規模事業者の要件】で主たる事業として行う業種ごとに規定している人数以下の市内事業者であること。

主たる事業として行う業種	常時雇用する従業員数
卸売業・小売業・サービス業	5人以下
その他の業種	20人以下

- (1) 市内に事業所を有する小規模事業者等であり、かつ、現に令和2年12月31日以前から引き続いて事業を営み、今後も当該事業を営む見込みがあること
- (2) 令和3年1月から5月までの月平均売上額が、直近2期分の確定申告で申告している売上額のうち、任意に選択した1期分の月平均売上額と比較した場合に、30%以上減少していること。
- (3) 業種別ガイドラインを遵守した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を実施していること。

※このほか、豊中市小規模事業者事業継続応援金交付要綱別表第1に規定する事項(暴力団規定、市民税等納付規定等)の要件もあり。

○申込期間

令和3年 **6月3日(木曜日)** から同年 **8月31日(火曜日)** まで(当日消印有効)

○必要書類

(1)	豊中市小規模事業者事業継続応援金交付申込書兼請求書(様式1)
(2)	応援金交付額算定表(様式1に含まれています)
(3)	直近2期分の確定申告書のうち、任意に選択した1期分の写し ア 個人の場合:確定申告書B第一表・第二表、 所得稅青色申告決算書または収支内訳書(白色申告) イ 法人の場合:法人事業概況説明書、法人稅確定申告書別表一(一)
(4)	通帳の写し

※詳細は「豊中市小規模事業者事業継続応援金募集要領」をご確認ください。

○応募方法と流れ

①申込書を用意し、記入する

申込書は市ホームページに掲載している他、図書館や公民館等の公共施設にも配架しています。

②申込書に必要書類を添えて郵送で申し込み

下記郵送先へ、必ずレターパックライト(郵便物の追跡が可能)で郵送してください。(持込不可)

☆申込締切は、8月31日(火)です。(当日消印有効)

※申込期間によって、郵送先が異なりますのでご注意ください。

③審査の後、指定の金融機関口座に振り込み

※必要書類や応募方法等詳細は、「豊中市小規模事業者事業継続応援金募集要領」をご覧ください。
市ホームページ(右の二次元バーコードからもアクセス可)でご確認いただけます。

※交付には審査があります。

※応援金の交付は、対象1事業者につき1回です。



(お問合せ・郵送先)

小規模事業者事業継続応援金事務局
(第一庁舎5階 都市活力部 産業振興課内)
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話:06-6151-2070

開設時間:平日9時から17時まで(土曜・日曜・祝日除く)